



平成27年1月から
**出産育児一時金の支給額、
 医療費の自己負担限度額が変わります**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

平成27年1月から出産育児一時金の支給額が一部変わります

●産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産

平成26年12月31日以前の出産
 ↓39万円

平成27年1月1日以降の出産
 ↓40・4万円

※産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産は、従来どおりです。(42万円)

平成27年1月から70歳未満の医療費の自己負担限度額が変わります

70歳未満の医療費の自己負担限度額については、下表をご覧ください。
 ※旧ただし書所得とは、各種控除前の所得金額から33万円(基礎控除額)を差し引いた金額です。
 ※下表のほか、過去12カ月間で高額療養費に4回以上該当する場合の自己負担限度額も変わります。

70歳未満の医療費の自己負担限度額(平成27年1月～)

同一世帯被保険者の合算所得	月単位の限度額
旧ただし書所得 901万円超	252,600円(医療費<10割>が84.2万円を超える場合は、超えた額の1%を加算)
旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	167,400円(医療費<10割>が55.8万円を超える場合は、超えた額の1%を加算)
旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	80,100円(医療費<10割>が26.7万円を超える場合は、超えた額の1%を加算)
旧ただし書所得 210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円

期間

1月31日(土)まで

場所

町内または県内の健診実施機関

受診方法

医療機関に健診日時を確認のうえ、受診券、質問票、被保険者証を持って受診してください。受診券がない場合は、住民保険課国保医療・年金係へお問い合わせください。

費用

500円

健診結果の送付

特定健康診査を受診した人には受診日の約2ヵ月後に結果通知表を送付します。(医療機関からの報告時期の関係で2ヵ月以上かかる場合があります)

健診の結果、生活習慣の見直しが必要な人には保健指導が実施されます。改善の必要性が高い人から順に、積極的支援・動機づけ支援の対象です。「特定保健指導のご案内」を送付しますので、ぜひ参加してください。

実施期間が残りわずかとなりまして。
 糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病は、食生活や飲酒、喫煙などのさまざまな生活習慣が影響して引き起こされます。
 特定健診を活用して、早い段階で

生活習慣病の発症要因を見つけ予防しましょう。
 対象となる人に、平成26年5月末に受診券を送付していますので、まだ受診していない人は今月中に受診してください。

国民健康保険に加入している40～74歳の皆さんへ
**特定健診の締切間近！
 生活習慣病を予防しよう**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097



人間ドック・脳ドックの費用助成額 (年度にそれぞれ1回のみ)

種別	助成額
人間ドック	受診料の7割の額(100円未満切り捨て) 上限…20,000円
脳ドック	受診料の7割の額(100円未満切り捨て) 上限…21,000円

※オプションで検査した項目は、助成の対象外です。

国民健康保険に加入している40〜74歳の皆さんへ 人間ドック・脳ドックの費用の 一部を助成します

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

町国民健康保険では、人間ドックや脳ドックを受診する場合に、その費用の一部を助成しています。

これは、被保険者の生活習慣病などの早期発見・早期治療のための医学チェックを行うことで、健康状態を継続的に把握するとともに、健康を保持増進することを目的としているものです。

受診後の申請は受付できません

助成を受けるためには受診前に申請が必要です。

ドック受診後に助成の申請は受付できませんので、ご注意ください。

助成を受けることができる人

人間ドック

①〜⑥の要件を満たす人

脳ドック

①〜③の要件を満たす人

① 40歳以上75歳未満の国保被保険者
(75歳になる人は、誕生日の前日までに受診してください)

② 申請日時時点で、過去1年間引き続き被保険者の資格があること

③ 国民健康保険税を完納している世帯の被保険者であること

④ 受診する年度に特定健康診査を受診していないこと

⑤ 人間ドックの検査結果を特定健康診査・保健指導に利用することに同意し、提出すること

⑥ 特定保健指導の対象となった場合は、当該指導を受けること



申請方法

住民保険課国保医療・年金係へ助成金交付申請にお越しください。

申請に必要なもの

被保険者証、印鑑

※平成26年4月1日以降に申請した人で人間ドック・脳ドックを受診し、住民保険課国保医療・年金係へ請求に来ていない人は3月31日までにお越しください。

国保税の納付確認書

必要な人にお渡しします

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

確定申告などのために国保税の納付済額を確認される場合は、住民保険課国保医療・年金係で、平成26年1月から12月に納付した額を記載した「国民健康保険税納付額の納付確認書」をお渡しすることができます。

必要なもの

被保険者証・運転免許証など本人確認できるもの

- 確定申告などの社会保険料控除には、国保税の納付証明書添付義務はありません。この納付確認書も納付を証明するものではありません。
- 平成26年12月下旬に納付し、平成27年1月上旬に納付確認書を受け取る場合、12月下旬の納付が確認できていないことがあります。該当する人は、12月下旬に納付した領収書(口座振替の場合は引き落としが記載された通帳)もお持ちください。お持ちにならないと、その納付分を納付済額に含められないので、ご注意ください。